

## 62 農業の収益性向上に向けた農地の基盤整備促進について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

農業所得向上のため、担い手への農地集積及び農地の基盤整備を促進するために必要となる以下の対策の充実・強化を図ること

- 1 農地集積・集約化に有効な手段である農地中間管理事業の事業予算を継続的に確保すること
- 2 農地中間管理機構関連農地整備事業において、区画整理と併せて水源開発を含む畑地かんがい施設の整備ができるよう拡充すること
- 3 諫早湾干拓事業で造成された潮受堤防等について、長寿命化・計画的な更新に引き続き取り組んでいただきたいこと

### 【本県の現状・課題等】

#### 1 人・農地プランの実質化と農地中間管理事業の推進

地域農業の持続的な発展のため、人・農地プランの実質化の取組を進め、地域の徹底した話し合いにより、地域の担い手を明確にし、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を加速化する必要がある。

#### 2 地域農業の継承

中山間地域などの条件不利農地の荒廃化が進行するなか、高齢化等により担い手が不足する一方、機構を介した農地の借受け希望者への貸付面積は要望の6割程度に留まっている。貸付が伸びない主な要因は、ほ場の不整形、耕作道の幅員不足、かんがい施設の不備となっている。

このため、地域の担い手が規模を拡大し、高収益作物の導入など進めるために、区画整理と畑地かんがい施設の一体的な整備が必要である。

#### 3 諫早湾干拓事業で造成された施設

県、市、土地改良区が連携して機能保全に努めているが、経年劣化に伴う排水門等の長寿命化対策や更新整備は、施設規模や万一の場合の周辺への影響が大きく、管理の範疇を超えるものについて、国営事業により計画的に長寿命化・更新を実施していく必要がある。

## <農地の基盤整備促進のイメージ>



小さな圃場が散在し、利用権を設定しても担い手は利用せず、集積が進まない。

未相続や所有者不明の農地が点在し、利用や基盤整備が実施できない。



・区画と畑かん施設の一体的な整備  
・中間管理事業の活用



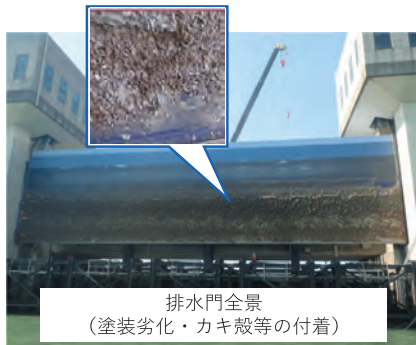
小さな圃場を集約、ゾーニングし、担い手が利用しやすい圃場条件を整備。

ロボットや環境制御技術を導入し、集落営農法人やメガファームを育成。

## <諫早湾干拓事業で造成された施設の計画的な更新>



潮受堤防



排水門全景  
(塗装劣化・カキ殻等の付着)



排水門開閉操作室  
(室内への雨漏り)

諫早湾干拓事業で造成された施設は、高潮被害の防止及び湛水被害の軽減のための重要施設であるが、造成後10～20年以上が経過し老朽化が進行しており、計画的な更新が必要である。

### 【提案・要望実現の効果】

#### (農地中間管理事業)

農地中間管理事業が継続されることにより、担い手への農地集積・集約化が期待できる。

#### (地域農業の継承)

農地中間管理機構関連農地整備事業の制度拡充により、生産環境が整備されることで、担い手が確保され、地域農業の継承に繋がることが期待できる。

#### (諫早湾干拓事業で造成された施設)

今後、施設の老朽化が進むため、国営事業により計画的に排水門等の更新整備を実施していくことで、永続的な地域の防災・減災の維持につなげることができる。

## 63 林業の収益性向上に向けた生産対策の充実・強化について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

- 1 経営管理された森林の拡大による木材の安定供給に向けて、間伐材の生産及び路網整備や木材利用の拡大・促進、木材産業の体制整備など、川上から川下までの総合的な取組に対する支援の拡充及び継続的な予算の確保を図ること
- 2 公共建築物を含む非住宅分野における木材の利用を促進し、国産材の需要拡大を図るため、非住宅分野の木造・木質化に向けた支援を拡充すること

### 【本県の現状・課題等】

- 1 木材の安定供給に向けた総合的な取組  
林業の成長産業化に向けて、木材の生産から利用までの全ての段階において、地域林業及び木材産業の活性化のための支援が必要である。
  - (1) 森林整備については、既存事業を活用し拡大を進めてきたことから、現行制度の継続と安定的な予算の確保が必要
  - (2) 高性能林業機械の整備推進のためには、「林業成長産業化総合対策」の補助率1／3を「合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策（補正予算）」の補助率1／2と同一にするなどの制度拡充が必要
  - (3) 木材加工流通施設や特用林産振興施設等の整備について、予算の確保が必要
- 2 公共建築物を含む非住宅分野における木造・木質化  
非住宅分野の木造化・木質化については、不特定多数の県民が利用する店舗、病院、保育園等の木質化の支援や、木造建築の研修会を通じた建築士等の育成など、地域材利用の取組を進めているが、さらなる木材利用を図る必要がある。
  - (1) 非住宅分野において、即戦力として木材の活用拡大を担える建築士等を育成するため、現在、国で実施している公共建築物等木材利用促進研修のカリキュラムの充実や地方での開催が必要
  - (2) 非住宅分野における木造・木質化の補助事業において、補助率を1／2に嵩上げすることが必要



<木材の安定供給に向けた取組と効果>

路網と高性能林業機械の活用



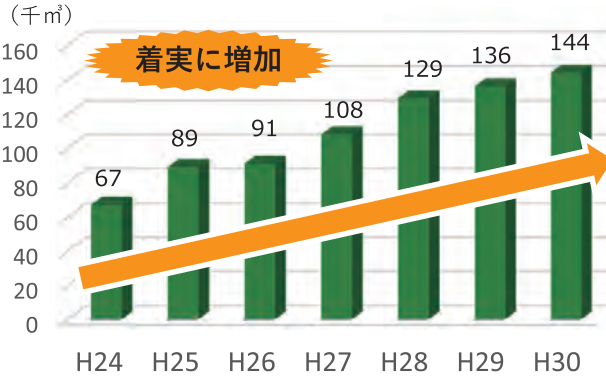
製材・加工施設の整備



地域材の活用



素材生産量の増加



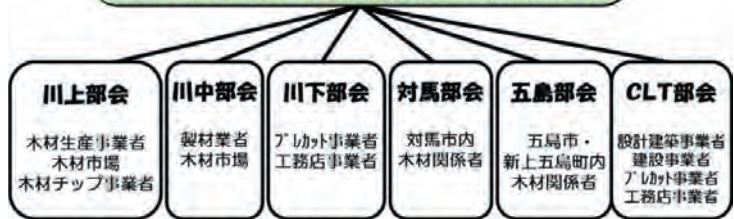
本県林業のめざす姿 (H30 ⇒ R7)

搬出間伐の推進 1,785ha → 3,000ha  
 素材生産量 144,086m³ → 280,000m³

さらに**倍増**を目指す

平成26年6月に「長崎県地域材供給倍増協議会」を設立。川上・川中・川下の需給情報の共有、連携により、地域材のサプライチェーンを構築し、林業・木材産業の活性化を目指す。

長崎県地域材供給倍増協議会



地域の活性化、雇用創出

【提案・要望実現の効果】

(木材の安定供給に向けた総合的な取組)

林業・木材産業の体制整備を進めることで、木材・製材の生産コスト低減や生産量の拡大が図られ、森林所有者への所得還元、雇用の拡大が実現し、成長産業化が可能となる。

(公共建築物を含む非住宅分野における木造・木質化)

非住宅分野における木材利用を進めることで、公共建築物のみならず民間施設への木材利用が誘導され、林業・木材産業の活性化が進むことにより森林所有者への所得還元、雇用の拡大が実現し、林業の成長産業化が図られる。

## 64 農林業の収益性向上に向けた攻めの農業の推進について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

- 1 新たな販路開拓による生産の維持拡大や農業者の所得向上のため、本県産の高品質で安全な農畜産物の輸出に関して以下の支援を行うこと
  - (1) 農畜産物の輸出拡大に向けて、諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけを強化すること
  - (2) 特に、条件が厳しい中国に対して、イチゴや柑橘など輸入品目拡大を働きかけること
- 2 農林水産物等の地域資源を利用した地域ビジネスの展開による所得の確保に向け、以下の支援を行うこと
  - (1) 地域内流通・情報発信拠点となる直売所や加工施設等のハード整備、農産物集配、移動販売の活動促進や農泊推進等のソフト対策について、引き続き農山漁村振興交付金の予算を確保すること
  - (2) 農林漁業者等の6次産業化の取組による所得向上に向け、必要な予算の確保を図ること

### 【本県の現状・課題等】

- 1 農畜産物の輸出促進

本県では、規制が緩やかな香港等への輸出が主体であり、国内輸出商社と連携したフェア開催やバイヤーの産地招へい等の取組により輸出額は順調に拡大している。

一方、周辺のアジア諸国では植物検疫の規制が厳しい国が多く、特に中国は精米を除く農産物等の輸出が実質停止状態である。
- 2 地域ビジネスの展開による所得の確保

本県では、農山漁村振興交付金を活用し、地域活性化の拠点となる直売所の農産物集配、移動販売、加工販売など地域の実情に応じた取組を支援するとともに、農泊推進のため、情報発信や誘客対策、受入体制強化等に取り組んでいる。地域全体で稼ぐ仕組みの構築に向けて、引き続き、施設整備に加え、地域の取組を具体化するための予算確保が必要である。

また、地域資源を活用した6次産業化の取組による農林漁業者等の所得向上を促進するためには、6次産業化に意欲のある生産者等に対して実現性のある計画づくりや多様な分野の課題に対する専門家の相談支援等が重要となることから、十分な活動予算並びに施設整備予算の確保が必要である。

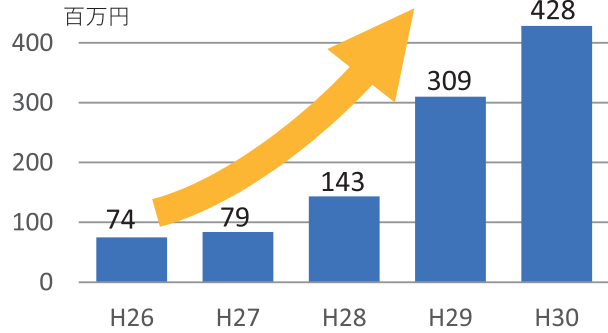


●伸びている長崎県農畜産物輸出



いちごフェア (ハワイ)

<長崎県農畜産物輸出額の推移>

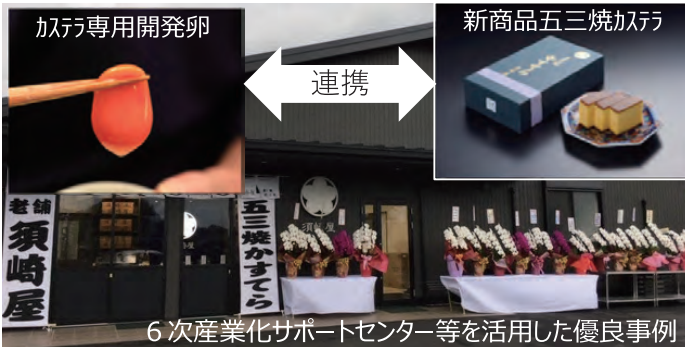


●直売所を核とした地域ビジネスの展開



～おおむら夢ファームシュシュ～

●6次産業化の推進



6次産業化サポートセンター等を活用した優良事例



6次産業化プランナーの派遣支援

【提案・要望実現の効果】

(農畜産物の輸出促進)

植物検疫条件の緩和・撤廃へ向けた取組を進めることにより、中国を含むアジアの新興国向けへの輸出が拡大、新たな需要が生まれ、更なる輸出拡大が期待できる。

(地域内流通や6次産業化の推進)

直売所を核とした地域内流通・情報発信拠点の活動強化を図り、地域資源を活かした農山村地域における農泊等の交流人口拡大の取組と連携することで、農山村地域全体で稼ぐ仕組みが構築される。

農山村において地域資源を活用した6次産業化が進むことにより、新商品開発や新たなビジネスが展開され、農林業者の経営が多角化し、地域農業の活性化が図られる。

# 65 次代の農林業、農山村の担い手の確保・育成について

【農林水産省】

## 【提案・要望】

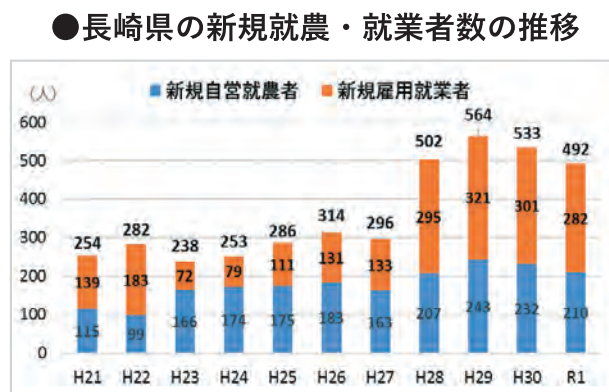
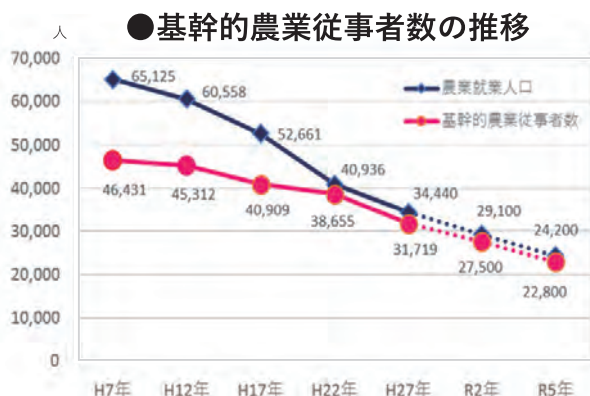
- 1 新規就農者・就業者を農山村に呼び込み、地域農業の担い手として早期に定着させるため、農業次世代人材投資事業について必要な予算を確保するとともに、親元就農者に対する支援を拡充すること
- 2 人口減少が激しい農山村の維持・活性化を図り、次の世代につなぐためには、集落の担い手の確保が喫緊の課題であることから、都市部との交流人口の拡大など多様な担い手を集落に呼び込むための新たな補助制度を創設すること

## 【本県の現状・課題等】

- 1 新規就農者の大きな割合を占める農家子弟の就農において、経営主である親が若く、準備型受給者の5年以内の経営継承が現実的でないケースがあるほか、農家子弟は親と異なる品目を導入するなどの新たなリスクを負わないと経営開始型の支援を受けられないことへの不公平感があるため、事業の見直しが必要である。
  - (1) 農家子弟の親元就農に係る準備型の交付について、経営継承の年限要件（現在5年以内）を撤廃すること
  - (2) 経営開始型の交付について、農家子弟が親と同じ作目で就農する場合であっても、新たに規模拡大し設備投資を図るなど、農外からの就農者と同等のリスクを抱える場合は支援の対象とすること
- 2 国の新たな「食料・農業・農村基本計画」では、農村を維持し、次の世代に継承していくため、「地域政策の総合化」による施策を講じることとされている。

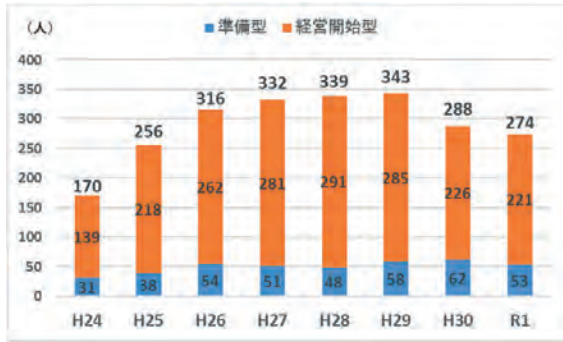
本県の農業集落2,941（2015農林業センサス）のうち、集落機能が低下するといわれる10戸未満で、かつ65歳以上が50%以上の農業集落は、現状の54集落から2040年には約6倍となる344集落に増加すると予測している。

このため、離島・中山間地域が多く厳しい条件にある本県において、令和2年度からモデル集落を選定し、普及指導員が中心となって専業農家にこだわらず兼業農家など多様な担い手を集落に呼び込む移住・定住対策や交流人口の拡大に取り組んでいるが、こうした取組を県内全域に広げるためには国の支援が不可欠である。

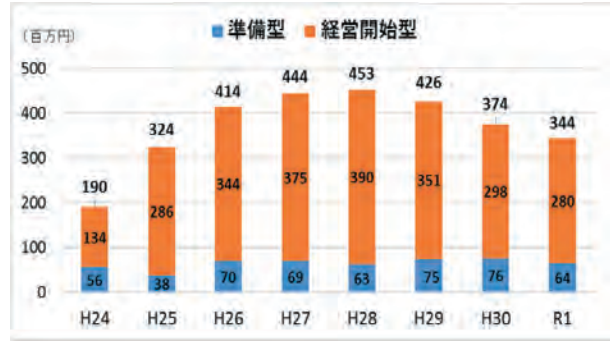




●農業次世代人材投資資金交付人数

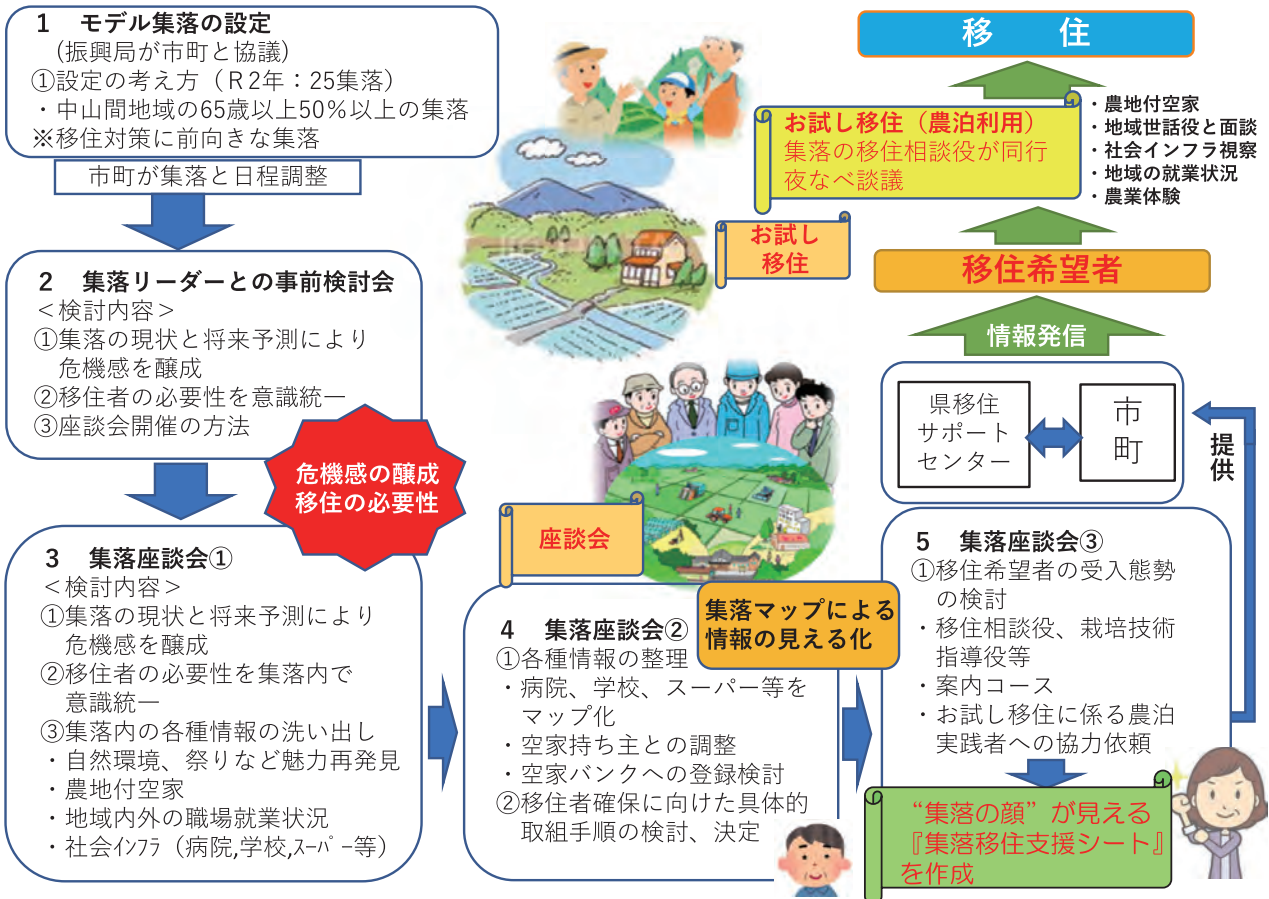


●農業次世代人材投資資金交付金額



## 農山村集落における移住・定住の取組について

(振興局の普及指導員が直接集落に入り込み、移住・定住の取組を支援)



### 【提案・要望実現の効果】

- 新規就農・就業時のリスクの軽減及び所得の確保等により、円滑に経営確立が図られることで、本県が取り組んでいる農家子弟の着実な就農及び農外・県外の就農希望者を呼び込む取組が効果的に働き、本県の新規就農者・就業者数の増大が図られる。
- 農山村集落における移住・定住の促進等により、多様な担い手を確保することで、農山村の持続的発展が図られる。



## 66 農協改革について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

離島や中山間地を多く抱える本県にあって、総合事業を行う農協は地域農業の振興をはじめ地域社会を支える重要なインフラとして、その健全な経営維持と持続的な発展に向けた経営基盤の確立が非常に重要であることから、農協改革の実施にあたっては、以下に十分留意して対応すること

- 1 農協は准組合員の利用を含めた総合事業により財務基盤の安定を図り、正組合員向けの営農指導事業などのサービスを充実させている実態に鑑み、現行の総合事業体制及び准組合員制度を堅持すること
- 2 会計監査人による監査への移行に関しては、組合に実質的な負担の増加がないよう、現在実施されている監査コストの合理化支援の効果を踏まえた継続的支援を行うこと

### 【本県の現状・課題等】

#### 1 准組合員の組合事業利用に関する規制のあり方

農協が農家組合員の農業所得の増大を図るために行っている営農指導や販売事業・購買事業などの経済事業の多くは不採算部門となっており、信用事業・共済事業の収益でこれを補っている。

しかしながら、これらの事業は、准組合員の利用が一定の割合を占めていることから、准組合員の利用制限が導入された場合、総合事業体制の堅持が困難となり、地域農業・農山村の維持・活性化にも支障を及ぼす恐れがある。

#### 2 会計監査人による監査への移行に伴う実質的負担への配慮

会計監査人による監査に移行したことにより、組合においては従来から行われてきた全国農業協同組合中央会による監査よりも費用が増加している状況にある。

現在、組合においては、地域農業の振興と組合員の農業生産拡大や地域農業・組合員を支える経営基盤の確立に努めているところであるが、監査費用の増加は、今後の組合経営に影響を及ぼす恐れがある。

このため、国においては、今年度に各地域の農協の実態の応じた監査コスト合理化の具体策についての調査がなされ、監査コストの低減対策が提言されることとなっていることから、その効果を検証し、必要な対策を講じるなど、組合が費用負担の増加を解消できるよう、継続的な支援が必要である。

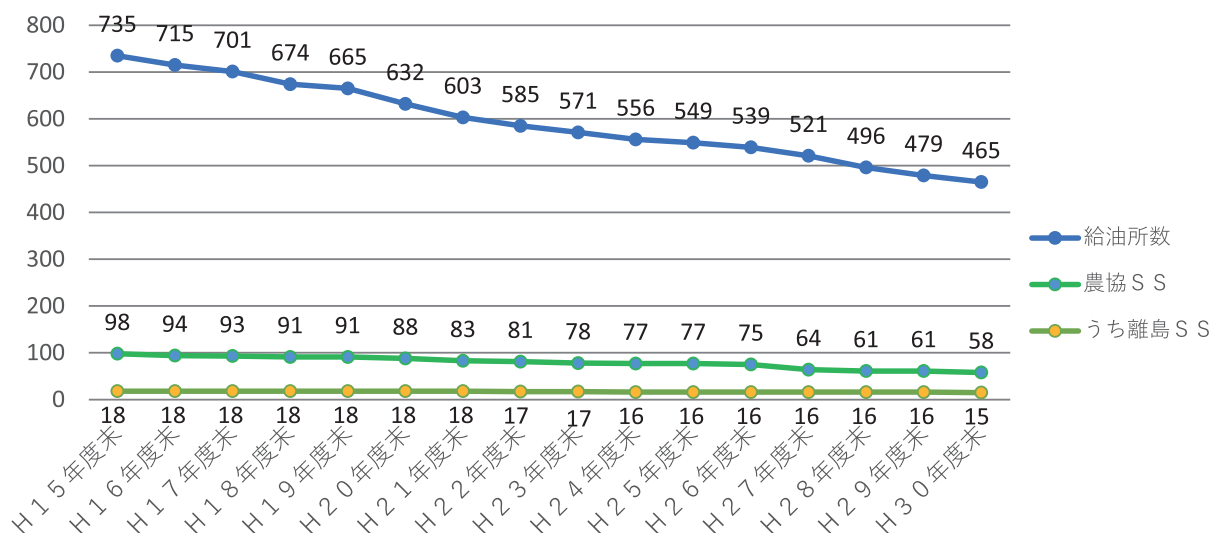
### ＜平成30年度県内7総合農協 部門別損益状況＞（経常利益ベース）

	(百万円)	
信用事業	1,792	
共済事業	2,650	
農業関連（経済）事業	761	（7農協のうち3農協が赤字）
生活その他事業（SS、Aコープ等）	225	
営農指導事業	▲1,745	
事業外収益	4	
経常利益	3,687	

<長崎県における組合員数の状況> (平成30年度末現在)

組合員総数	144,838人
正組合員	49,712人 (34.3%)
准組合員	95,126人 (65.7%)

長崎県における地域インフラ（給油所）の推移状況



給油所数については、平成30年度と平成15年度末の県内全体の箇所数を比較すると、270給油所が減少し、農協においても40給油所が減少している。しかしながら、離島地域においては3給油所の減少に留まっており、地域インフラとしての役割を果たしている。

農協法附則（抜粋）

<全国農協農業協同組合中央会の監査から会計監査人の監査への移行に関する配慮等>

第五十条 政府は、旧農協法第三十七条の二第一項に規定する全国農業協同組合中央会の監査から新農協法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人の監査への移行に関し、次に掲げる事項について適切な配慮をするものとする。

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 会計監査人設置組合の実質的な負担が増加することがないこと
- 4 (略)
- 5 (略)

# 67 日本型直接支払制度による農業・農山村の自然循環機能の維持増進について

【農林水産省】

## 【提案・要望】

日本型直接支払の法制化に伴い、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を継続的な制度として推進を図るため、地方自治体等が必要とする推進交付金を含め、必要な予算を確保すること

## 【本県の現状・課題等】

### （多面的機能支払、中山間地域等直接支払）

本制度は、離島や半島など条件不利地が多い本県において、多面的機能の維持・発揮に大きな効果を上げているが、一方で、高齢化による参加者の減少やリーダー、役員の不足により活動の継続が危ぶまれている。

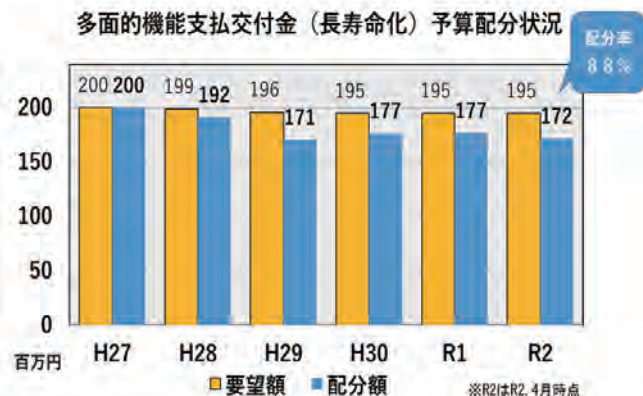
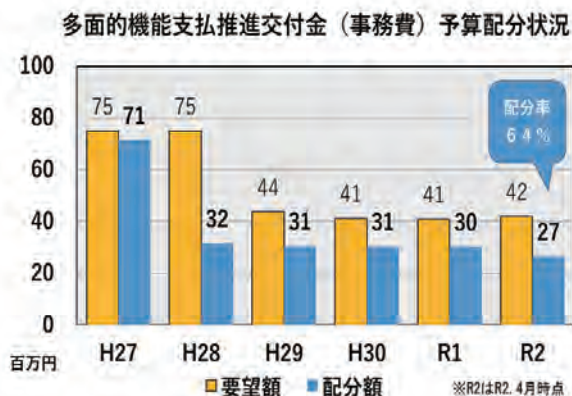
そのため、本県では、市町等と連携して活動組織の広域化を進めるとともに、土地改良区の合併推進と併せて、土地改良区と多面的機能支払の活動組織との連携を強化するなど地域の実情に応じた協力体制の構築に取り組んでいるが、推進交付金（事務費）は年々減額されており、広域化の推進に支障をきたしている。

また、多面的機能支払交付金については、資源向上活動（長寿命化）に係る予算が不足し、地域が望む活動が十分に実施できない状況にあるため、予算の拡大が必要である。

### （環境保全型農業直接支払）

環境保全型農業直接支払交付金の取組は、九州内では早くから実施し、取組面積も上位に位置している。令和元年度の主な取組内容の面積割合は、地域特認取組のIPMが59%、全国共通取組の堆肥施用が21%、カバークロープが13%となっている。

本県では、本制度を活用して環境保全型農業を推進しており、生産者が安心して取り組むためには要望額に見合った十分な予算確保が必要である。





< 多面的機能支払推進交付金（事務費）による広域化の推進 >

1 広域化の推進

- (1) 県段階においては、推進組織に地域の実状を把握している土地改良事業団体連合会職員を配置
- (2) 地域段階においては、市町、県、推進組織、地域リーダーによる広域化推進チーム設立
- (3) 先進地視察、先進地から講師の招聘
- (4) 各活動組織への個別説明会を実施し、合意形成を促進

[R2. 1月時点]  
 広域活動組織  
 ・ 12組織（10市町）  
 6,004ha

2 広域化事例

- ・ 島原農地保全広域協定運営委員会（H27設立）

【広域化の効果】

取組面積拡大事例

- ・ 活動を休止していた組織が再開
- ・ 新規取組集落が参入
- ・ 長寿命化予算の重点配分：未舗装農道の舗装
- ・ 事務員の雇用による事務負担軽減

構成組織	取組面積	
	広域化前	広域化後
継続	5	768
再開	6	0
新規	2	0
合計	13組織	768ha
交付金額	29百万円	42百万円



未舗装農道の舗装

- ・ 川棚町環境保全広域協定運営委員会（R1設立）

【広域化の効果】

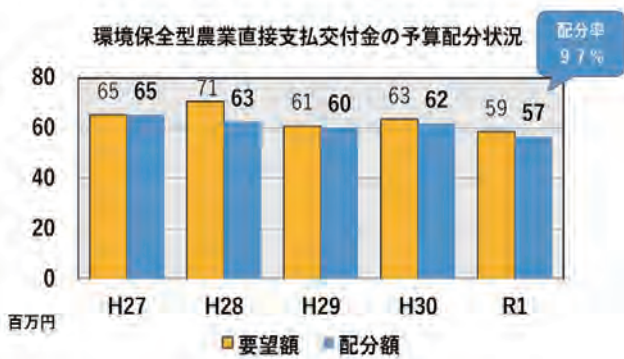
事務負担軽減事例

- ・ 各活動組織の事務負担が大幅に削減
- ・ 地域おこし協力隊OGを事務員として雇用
- ・ 多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金を活用して事務経費を拠出

直払の種類	広域化前		広域化後	
	組織・事務員数	組織・事務員数	組織・事務員数	組織・事務員数
多面的機能支払	5組織	17名	1組織	1名
中山間直払	12組織		1組織	



農道の清掃



< 環境保全型農業の取組 >



カバークロープ（エンバク）栽培による土壌流亡防止と土づくり対策



フェロモントラップを活用した適期防除（IPM技術の一例）

【提案・要望実現の効果】

農林業は地域の重要な基幹産業であり、農山村は国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有するとともに、農林業を営む者の生活の場所となっている。

環境に配慮した農業に取り組みながら、これら農山村が持つ多面的機能の保全・継承を進めることで、離島・中山間地域における集落の維持が期待される。